

前橋市立大室小学校 いじめ防止基本方針

令和5年5月1日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

【いじめ防止対策推進法 第1章 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

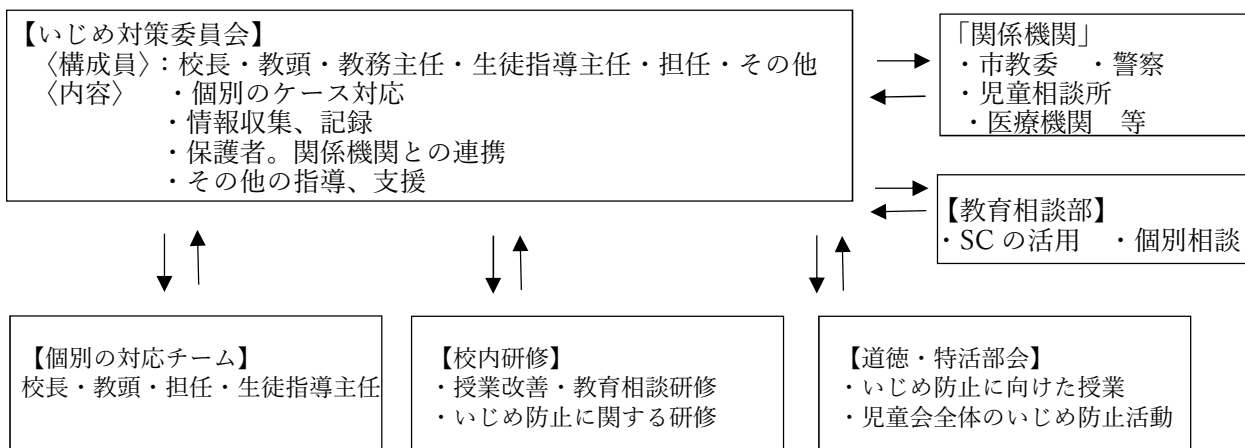
(2) いじめに対する本校の基本認識

本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 組織及び校内体制



3 いじめの未然防止のための取組

(1) 基本方針

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをする人や知らん顔をする人も「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(2) 指導計画（6 「いじめ防止に関する年間計画」参照）

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・保護者へは、いじめ防止について学校だよりや学級だよりを通して周知する。
- ・地域のボランティアに学校行事・学年行事や学習に協力していただく。
- ・城南地区いじめ防止会議を通して、他校の児童生徒との連携を図る。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 基本方針

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を行い、児童の小さな変化を見逃さないようにする。家庭・地域とも連携していじめの早期発見に努める。

(2) 児童の小さな変化に気づくための取組

- ① 日常生活の見取り

- ② 「ともだちアンケート」の実施（月1回実施）
- ③ 教育相談（教師：児童 教師：保護者 SC：児童 SC:保護者 SC:教師）
- ④ 保護者・地域との日常的な連携

(3) 情報を確実に共有するための取組

- ① 打合せによる情報交換（毎週月曜日）
- ② 職員会議（月1回）
- ③ いじめ対策委員会における情報交換

(4) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

- ① いじめ対策委員会で方針立案
- ② 事案に対応したチームでの対応

5 いじめに対する対応

(1) 事実の究明と支援・指導

(2) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

- ① 被害者の対応
 - いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
 - 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- ② 加害者の対応
 - いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
 - 自分はどうするべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- ③ 観衆、傍観者の対応
 - いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
 - いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

(3) 保護者との連携

- ① いじめられている子どもの保護者との連携
- ② いじめている子どもの保護者との連携

(4) 重大事態発生の場合

- ① 市教育委員会への報告と市教委と連携した対応
- ② いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応
 - ・関係児童並びに職員に対する聞き取り調査の実施（記録は少なくとも5年間保存する）
 - ・児童へのアンケート調査の実施
 - ・被害児童・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行う。
 - ・被害児童・保護者に説明した方針に沿って、加害児童及び保護者に対して説明を行う。
 - ・市教委と連携した保護者・地域・報道関係への対応
 - ・被害児童から事情や心情を聴取し、状況に応じた継続的なケアを行う。
 - ・加害児童に個別の指導を行い、いじめの非に気づかせ、謝罪の気持ちを醸成させる。
 - ・いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の対応を検証し、再発防止策を検討する。

6 いじめ防止に関する年間計画

月	具体的な取り組み内容	月	具体的な取り組み内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導記録の引き継ぎ ・いじめ対策に係る共通理解 ・学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ・教育相談の実施 保護者のいじめ対策についての説明と啓発 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・行事（旅行等）を通じた人間関係づくり
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問の実施 ・行事をおした人間関係づくり ・先生とお話タイム（個人面談） 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・話し合い活動「学級の諸問題」
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合い集う「学級の諸問題」 ・人権朝礼 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間（人権意識啓発活動） ・学校評価の実施 →児童・保護者の意見を聞く ・いじめ防止子ども会議の参加
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施 →児童・保護者の意見を聞く 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み明けの教育相談の実施
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止フォーラムの参加 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合い活動「学級の諸問題」
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・行事（運動会）を通じた人間関係づくり 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の整理 進級する学年の引き継ぎ情報の作成 ・小中の情報連携のための連絡会 ・基本方針の見直しと次年度へ向けての検討